

# 令和3年度予算編成の概要について

日本赤十字社群馬県支部

## 1 基本方針

令和3年度の予算編成にあたっては、令和元年10月に策定された「日本赤十字社長期ビジョン第一次中期計画（令和2-4年度）」に基づくとともに、本県支部の実情を十分に踏まえ、適切な予算内容とすることを基本方針とした。

## 2 歳入予算について

支部収入の根幹である社資（赤十字活動資金）収入については、著しい少子高齢化と人口減少、多様なNPOの台頭などの社会環境の変化、国内の経済状況の停滞等に加えて、新型コロナウイルス感染症流行の影響を受け、本県支部を取り巻く環境はより一層厳しい状況にあるが、引き続き継続性、一貫性を持った効果的な事業を推進していくため、過去の本県支部の社資（赤十字活動資金）収入実績を十分に勘案し、地区分区の社資（赤十字活動資金）募集目標額を令和2年度と同額の305,007千円とする。

なお、その他財源として、前年度繰越金、資金繰入金等を活用し、歳出予算額を確保する。

## 3 歳出予算について

上記「2 歳入予算について」のとおり、支部収入の見通しは厳しい状況にあるため、支部経営の視点からも、事業評価の実施や監査体制の強化により事業内容を厳しく検証し、全体事業を構築していく。

経費については、業務改善や契約方法の見直し等により一層の削減に努め、人件費についても、本社、施設間人事交流の活用や事務改善の徹底、弹力的な組織運営等により抑制に努め、併せて時間外労働の縮減を図る。

修繕費については、建物の老朽化による劣化のため、緊急度の高い外壁、防水等必要な改修費用を計上する。

なお、新型コロナウイルス感染症流行の影響により事業が実施できない状況は予算上想定しない。

## ○主要事業の概要【関係予算科目：項】

### 1 災害救護体制の充実強化【災害救護事業費、指定事業地方振興費】

#### ・支部主催訓練の開催、日本赤十字社関係訓練への参加

支部災害救護訓練の開催、第2ブロック支部（関東・新潟・山梨）災害救護訓練（栃木県支部当番）、隣接県支部救護訓練等広域救護訓練、赤十字病院収容訓練等への参加により、大規模災害に備えた円滑な相互支援体制づくりを構築する。

#### ・国・群馬県・市町村等関係訓練への参加

県防災訓練や各自治体、地域並びに事業所等で実施される救護訓練等に救護班を派遣し、国、県、市町村、広域消防、自衛隊等防災関係機関との連携強化を図る。

#### ・救護員研修の開催、参加

こころのケア、災害医療コーディネート、先遣要員派遣、災害対策本部運営、原子力災害対応等各種研修の開催、参加を通じて救護員の知識、技術の向上を図る。

#### ・防災ボランティアの資質向上

フォローアップ研修、4特殊奉仕団との合同研修、災害時対応訓練等を実施し、救護に係る知識、救護資機材の取扱技術の向上に努めるとともに、ボランティア間の情報共有と連携強化を図る。

- ・防災教育事業の推進

地域への防災・減災の知識・技術を普及するため防災教育事業を推進するとともに、ボランティア等普及推進を担う人材を育成する。

- ・災害救護装備の整備

地区分区へ救護資材倉庫、AEDの配備を行い、災害対応の一層の強化に努めるとともに、支部及び県内の赤十字施設へ配備計画に基づく救護設備、資材を整備し、災害発生に備える。

入院患者や救護班用の非常食を備蓄し、災害対応能力の一層の強化を図る。

(個人住民税控除適用寄附金を財源として活用する。)

- ・DMA T (Disaster Medical Assistance Team) 派遣体制の整備

発災直後から活動するDMA T研修へ救護員を派遣し、資質向上に努めるとともにDMA T派遣体制を整備する。

- ・救護看護師の確保

赤十字病院勤務看護師確保のため、日本赤十字看護大学等の看護学生に対する支援を実施する。

## 2 講習普及事業の強化【社会活動費】

広く一般市民に対して救急法、水上安全法、雪上安全法、健康生活支援、幼児安全法講習を開催する。とくにAED（自動体外式除細動器）普及に伴い、使用方法等を県民に広く普及するための救急法短期講習、基礎講習（4時間講習）を積極的に実施する。

各種研修等により講習指導員のスキルアップを図り、普及体制を強化する。

## 3 赤十字ボランティアの活性化【社会活動費】

赤十字奉仕団支部委員会等を開催し、地域、特殊、青年の各奉仕団の連携や活動の推進を図る。

赤十字への理解促進と活動の活性化を図るため、各種研修等を開催するほか、地域で実施する研修等に奉仕団指導講師を活用するなどボランティアを主体とした活動を推進するとともに、支部ホームページやSNS等により積極的に活動情報の発信を行う。

## 4 青少年赤十字の推進【社会活動費】

メンバーの資質向上と指導者の養成確保を図るため「トレーニングセンター」、「指導者講習会」等を開催するとともに、積極的に県内学校に学習機会を提供し、地区トレセンの充実を図り活動を推進する。

加盟校に対しては、赤十字等関係教材の提供を行うとともに、国際理解を図るため、指導者、メンバーを対象とした国際交流事業に取り組む。

寄付等社会貢献教育の重要性について啓発活動を行うとともに、令和4年度の青少年赤十字創設100周年に向けた事業の準備を開始する。

## 5 献血思想の普及【社会活動費】

関係機関との連携を強化し、一層の献血思想の普及に努め、献血者の拡大を図るととも

に、群馬県献血功労者等表彰式を県、血液センターと共に催す。

6 国際活動の推進【国際活動費】

「支部の国際活動への参加要綱」に基づき、本社の示す国際協力事業プログラム（バングラデシュ保健医療支援事業、インドネシアコミュニティ防災事業）へ参加する。

7 地区分区の活動推進【地区分区交付金支出】

地区分区交付金を交付することにより、地区分区における赤十字会員募集や赤十字活動を推進する。

8 赤十字会員増強と社資（赤十字活動資金）募集の推進【社業振興費】

全国赤十字大会への参加や赤十字功労者表彰式の開催、社業功労による表彰品の整備、活動資金募集用資料、資材を整備するほか、地区分区の理解を得ながら、ダイレクトメールの実施や赤十字会員の利便性に配慮した口座振替、クレジットカード決済等、新たな赤十字会員、社資（赤十字活動資金）募集環境の整備に努める。

地区分区の意見、要望を聴取するため担当者研修会の開催、地区分区への積極的な訪問により課題を把握し、連携強化を図る。

遺贈、相続財産による寄付の推進を図るため、セミナーの開催や資料作成に取り組むとともに、法人等に寄付金付自動販売機設置事業を展開することにより、企業の社会貢献活動と連動した協働活動を推進する。

9 広報活動の充実強化【社業振興費】

社資（赤十字活動資金）の使途や赤十字活動の内容等について、具体的な情報提供を広報誌や新聞広告、FM ラジオ、地域情報誌等各種媒体を通じて実施するとともに、県民の赤十字活動への積極的な参加を促すため、SNS の活用の強化を図る。

赤十字運動月間（5月）、防災・減災キャンペーン（3月）、地区分区等で開催されるイベントを通じて、赤十字会員の増強や赤十字思想の普及を図る。

10 監査委員、監査法人等による監査の実施【総務管理費】

本社に監事事務室、支部に監査委員事務室を設け、法人全体として外部監査を受けるほか、内部監査、監事・監査委員監査の三様監査体制で、全体の整備・拡充を図る。

11 支部社屋の改修【資産取得及び資産管理費】

支部社屋（築後30年）の老朽化に伴う改修工事（外壁、防水等）を実施する。